

### ③ 訪問購入のトラブル



#### 【ひとことアドバイス】

- 電話で靴など不用品を買い取ると言いながら、実際には貴金属を強引に買い取る事例が後を絶ちません。
- 法律で、事前に電話で勧誘した物品以外の買い取りを勧誘することは禁止されています。
- 契約後も、契約書面を受け取った日から8日以内ならクーリングオフできます。しかし、渡したものが確実に戻る保証はありません。※クーリング・オフ期間中は、商品の引渡しを拒むこともできます。
- 業者の来訪の際には、一人で対応せず、できるだけ近所の人や家族に同席してもらうようにしましょう。

「靴や食器など、なんでも買い取る」と業者から電話があり来訪を許可した。用意した靴は少し見ただけで、「貴金属はないか」としつこく聞いてきた。

断ったが長時間居すわられ、しかたなく指輪を見せると強引に買い取られた。

### ④ 送り付け商法（ネガティブオプション）



#### 【ひとことアドバイス】

先日、自宅に「海産物を買わないか」と何度も勧誘の電話があり、断っていた。ところが昨日、その業者から突然力二が届き、家族が受け取ってしまった。代金を払わなくてはいけないのだろうか。

- 一方的に送りつけられた商品を受け取ってしまったり開封した場合でも、代金を支払う義務は無く、商品を直ちに処分できます。
- 仮に、電話勧誘で、購入することに同意してしまった場合も、契約書面を受け取った日から8日間は「クーリング・オフ」することができます。
- 贈答品などの可能性もあるので、まずはご家族などに心当たりがないか確認してみましょう。

### ⑤ 架空請求



#### 【ひとことアドバイス】

契約中の携帯電話会社から「ご利用料金の未払いがあります。支払いが確認できない場合、法的手続きを移行します。以下のURLからご確認をお願いします」というメールが届いた。

- ほかにも、宅配便業者や金融機関、実在する通販サイト名でSMSを送ってくる事例があります。
- 記載されているURLに安易にアクセスせず、事業者の公式サイトから情報を確認しましょう。